

地方税法等の一部を改正する法律の概要

総務省

1 固定資産税等

◎ 土地税制 [平成 30 年 4 月 1 日施行]

平成 30 年度評価替え（3 年に 1 回）に際し、以下のとおり措置を講ずる。

- 固定資産税等（土地）の負担調整措置
 - ・ 現行の仕組みを 3 年延長。
- 不動産取得税の特例税率等
 - ・ 住宅及び土地に係る税率の特例措置（4 %→3 %）を 3 年延長。
 - ・ 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2 分の 1）を 3 年延長。

◎ 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援

[生産性向上特別措置法案の施行の日]

- 生産性革命集中投資期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法（通常国会に提出）の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を 2 分の 1 からゼロまで軽減することを可能とする 3 年間の時限的な特例措置を創設。

※ 平成 28 年度に創設した現行の特例措置は、上記措置の創設に伴い期限到来をもって廃止。

2 個人所得課税の見直し

[平成 33 年 1 月 1 日施行]

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行う。

(※) 下記のうち、給与所得控除及び公的年金等控除に係る部分は、所得税法の規定が個人住民税にも適用となるもの。

◎ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

- 給与所得控除・公的年金等控除を 10 万円引下げ（※）、基礎控除を同額引上げ（基礎控除額：33 万円→43 万円）。

◎ 基礎控除の見直し（控除額が遞減・消失する仕組みの導入）

- | | |
|---|-----------|
| ・合計所得金額 2,400 万円超 2,450 万円以下（給与収入 2,595 万円超 2,645 万円以下） | 控除額：29 万円 |
| ・合計所得金額 2,450 万円超 2,500 万円以下（給与収入 2,645 万円超 2,695 万円以下） | 控除額：15 万円 |
| ・合計所得金額 2,500 万円超（給与収入 2,695 万円超） | 適用なし |

◎ 給与所得控除・公的年金等控除の見直し（※）

- 給与所得控除の上限の引下げ（上限となる給与収入 1,000 万円超→850 万円超）、公的年金等控除の上限の設定（上限となる公的年金等収入 1,000 万円超）等。

3 地方のたばこ税

[平成 30 年 10 月 1 日施行]

◎ たばこ税の見直し

- たばこ税の税率を平成 30 年 10 月 1 日から 3 段階で引上げ。
(国と地方あわせて 1 本当たり 1 円ずつ計 3 円、国と地方の配分比率は 1 : 1)
- 加熱式たばこについて、国のたばこ税と同様、課税方式の見直しを実施。
平成 30 年 10 月 1 日から 5 年間かけて段階的に移行。

4 地方税の電子化

◎ 共通電子納税システム（共同収納）の導入

[平成 31 年 10 月 1 日施行]

- 複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とするため、全地方公共団体が加入・運営している電子情報処理組織（eLTAX）を活用して、共通電子納税システムを導入。

◎ eLTAX の安全かつ安定的な運営のための措置

[平成 31 年 4 月 1 日施行]

- eLTAX の運営主体について、①組織運営のガバナンスの確立、②国の監督権限、③秘密保持義務を制度上措置するため、法律に設置根拠・組織運営が規定される法人（地方共同法人）として地方税法に位置付け。

◎ 大法人の法人住民税等に係る電子申告の義務化

[平成 32 年 4 月 1 日施行]

- 国税と同様に、資本金 1 億円超の普通法人等に対して、法人住民税、法人事業税等の電子申告を義務付け。

5 主な税負担軽減措置等

[平成 30 年 4 月 1 日施行]

◎ 固定資産税等の特例措置

- 首都圏のデータのバックアップのため首都圏以外に整備したデータセンターの設備に係る課税標準の特例措置を創設。（固定資産税）
- バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置を創設。
(固定資産税・都市計画税)
- 津波避難施設に係る課税標準の特例措置について、対象施設等を追加した上、3 年延長。（固定資産税）
- 新築住宅に係る税額の減額措置を 2 年延長。（固定資産税）

※ 上記の改正に伴い、国有資産等所在市町村交付金法、地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）及び地方法人特別税等に関する暫定措置法等において所要の措置を講ずる。